

F A X 送付案内

平成27年4月8日

A4 5枚(本状含む)

関係各位

鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係
担当者：濱崎鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

中国等における鳥インフルエンザの発生について

平素よりお世話になっております。
中国等における鳥インフルエンザの発生について、農林水産省より情報提供がありましたのでお知らせします。

【中国における発生】

発生日：2015年3月27日
血清型：H5N6亜型（高病原性）
発生状況：江蘇省 常州市の農場

動物種	飼育羽数	症例数	死亡数	とう汰数
がちょう	22,669	260	93	22,576

【その他の地域における発生】

- ・アメリカ モンタナ州, H5N2（高病原性）, 4月3日, 家きん農場
- ・カナダ オンタリオ州, H5（N亜型不明）, 4月7日, 家きん農場

鳥インフルエンザに関する情報（農林水産省HP）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

このように、本病の発生については、世界各地で報告されており、依然として、国内への侵入リスクは高い状況にあることから、引き続き、緊張感を持って、本病侵入防止対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

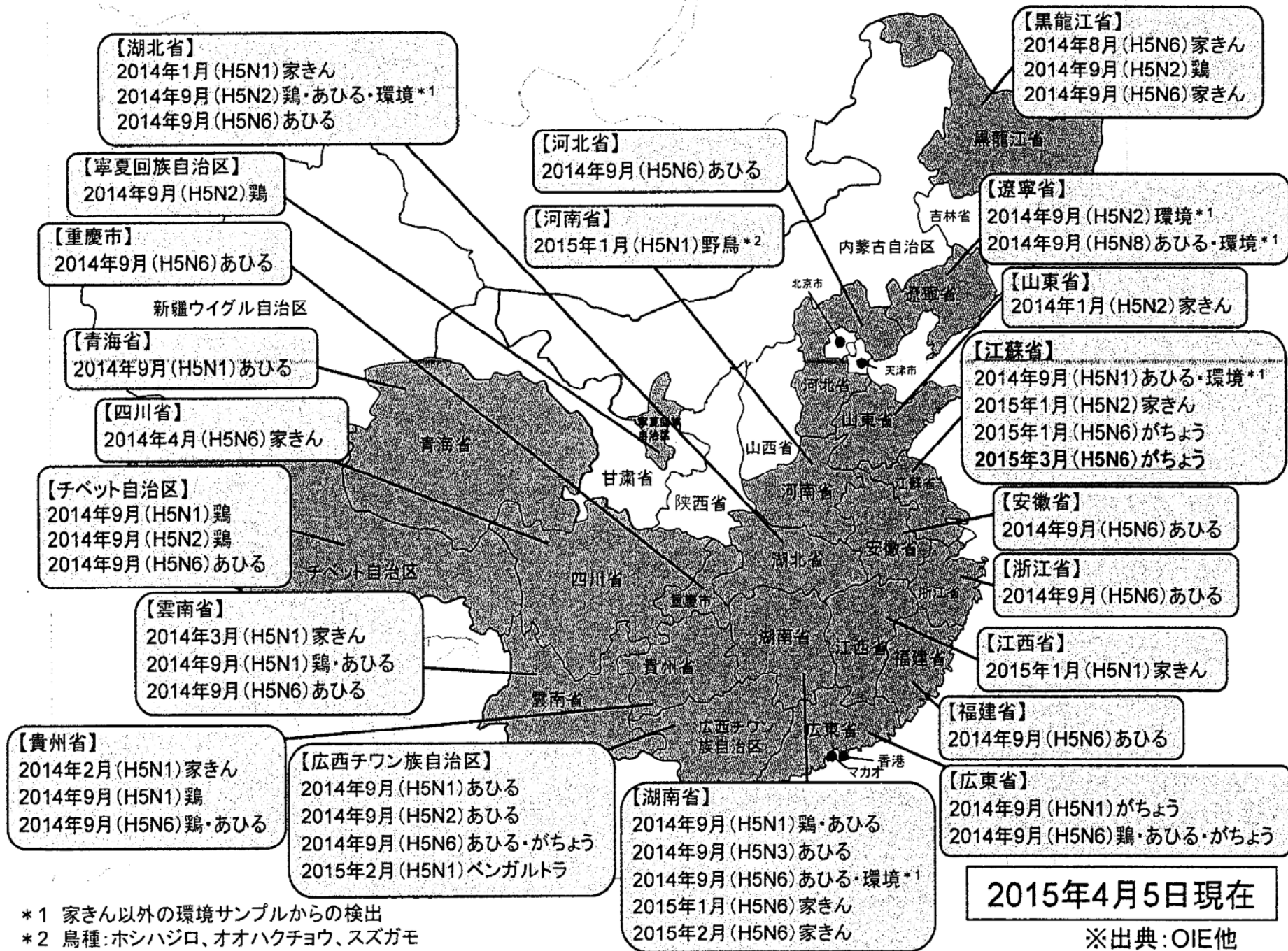
本病侵入防止対策

野鳥、ネズミ等の侵入防止対策、消毒の徹底（車、人）をはじめとした飼養衛生管理基準の遵守の徹底と、特に下記事項について日頃から確認いただき、小さな不備でも修繕・整備など早急に実施していただくよう、また、異常を認めた際の早期発見早期通報の徹底についてもご指導いただくようお願い致します。

記

- 1 鶏舎の穴をふさぐ（野生動物・ネズミ等の侵入防止）
- 2 防鳥ネットの補修（隙間のないように）
- 3 飲み水対策（水道水でない場合は消毒実施）
- 4 鶏舎専用の長靴、衣服の着用（鶏舎にウイルスを持ち込まない）
- 5 消毒の実施（鶏舎毎の踏込消毒槽、車両消毒、手指の消毒、鶏舎周囲への石灰の散布）

中国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2014年1月～)



*1 家きん以外の環境サンプルからの検出
*2 鳥種: ホシハジロ、オオハクチョウ、スズガモ

プレスリリース

平成 27 年 4 月 7 日
農 林 水 産 省

カナダ・オンタリオ州からの生きた家きん、家きん肉等の 輸入停止措置について

農林水産省は、本日（平成 27 年 4 月 7 日（火曜日））、カナダ・オンタリオ州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置を講じました。

経緯

カナダ・オンタリオ州の七面鳥農場において、鳥インフルエンザ（H5 亜型）の発生が確認された旨、本日（平成 27 年 4 月 7 日（火曜日））、同国家畜衛生当局から通報がありました。

対応

カナダ当局からの通報を受けて、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、本日、同国オンタリオ州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を停止しました。

※ 発生国又は地域から生きた家きん、家きん肉等の輸入を停止するのは、生きた家きんがウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

（参考）カナダからの生きた家きん、家きん肉等の輸入実績

	2012 年	2013 年	2014 年
生きた家きんのひな（羽）	84,193	93,217	89,950
家きん肉等（トン）	242	299	195
家きんの卵（トン）	1,183	237	100

出典：財務省「貿易統計」

※ 2014 年の日本の総輸入量は、家きんのひなが 45.2 万羽、家きん肉等が 89.9 万トン、家きん卵が 2.9 万トン。

(1 / 2)

プレスリリース

平成 27 年 4 月 4 日
農 林 水 産 省

米国モンタナ州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置について

農林水産省は、本日（平成 27 年 4 月 4 日（土曜日））、米国モンタナ州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置を講じました。

経緯

米国モンタナ州の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N2 亜型）の発生が確認された旨、昨日（平成 27 年 4 月 3 日（金曜日））、同国家畜衛生当局から通報がありました。

対応

米国当局からの通報を受けて、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、本日、同国モンタナ州からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を停止しました。

※ 発生国又は地域から生きた家きん、家きん肉等の輸入を停止するのは、生きた家きんがウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

（参考）米国からの生きた家きん、家きん肉等の輸入実績

	2011 年	2012 年	2013 年
生きた家きんのひな（羽）	167,470	152,600	61,401
家きん肉等（トン）	47,031	30,386	23,768
家きんの卵（トン）	16,550	11,003	11,505

出典：財務省「貿易統計」

※2013 年及び 2014 年に同州から生きた家きんのひなの輸入実績はありません。

※米国農務省（USDA）発表の統計（2013 年）によれば、モンタナ州におけるブロイラー生産量が米国全体の生産量に占めるシェアは 0.01%以下、卵については約 0.1%。

（ 1 / 2 ）

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの

発生等に伴う輸入停止状況 [■ = 輸入停止国【59か国/地域】]

《ヨーロッパ》

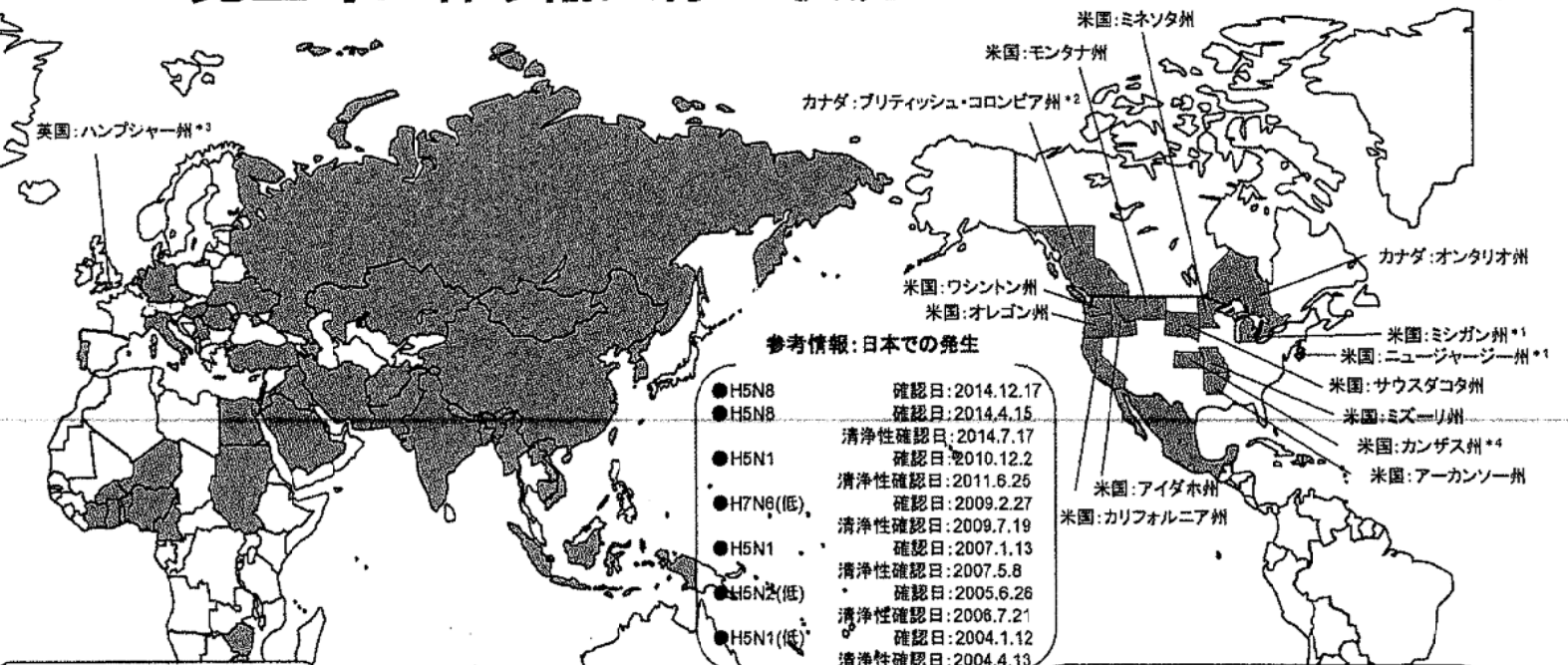
ロシア	H5N1	2005.7.22
ウクライナ	H5N1	2005.12.6
イタリア	H7N3(低)	2002.10.23
ルーマニア	H5N1	2005.10.11
アルバニア	H5N1	2006.3.9
チェコ	H5N1	2007.6.22
セルビア・モンテネグロ	H5N1	2006.4.5
ポルトガル	H5N2(低)	2007.9.19
オランダ	H7N7(低)	2012.8.13
ドイツ	H5(低)	2012.12.22
英国		
ハンブシャー州	H7N7(低)	2015.2.2*3
ハンガリー	H5N8(高)	2015.2.26

《アフリカ》

ナイジェリア	H5N1	2006.2.9
南アフリカ	H5N2	2004.8.9
ジンバブエ	H5N2	2005.12.5
エジプト	H5N1	2006.2.21
ニジェール	H5N1	2006.3.1
カメルーン	H5N1	2006.3.14
スーダン	H5N1	2006.4.21
コートジボワール	H5N1	2006.4.27
ブルキナファソ	H5N1	2006.5.31
ジブチ	H5N1	2006.5.31
ガーナ	H5N1	2007.5.7
トーゴ	H5N1	2007.6.26
ベナン	H5N1	2007.12.6

《西アジア》

イラク	H5N1	2006.2.6
イスラエル	H5N1	2006.3.20
ヨルダン	H5N1	2006.3.27
パレスチナ自治区	H5N1	2006.4.18
クウェート	H5N1	2007.3.1
トルコ	H5N1	2005.10.11
サウジアラビア	H5N1	2007.3.27
アゼルバイジャン	H5N1	2006.3.1
レバノン	(低)	2009



《中央アジア》

カザフスタン	H5N1	2005.8.4
--------	------	----------

《南アジア》

パキスタン	H7N3	2004.1.27
インド	H5N1	2006.2.21
アフガニスタン	H5N1	2006.3.17
バングラデシュ	H5N1	2007.3.27
イラン	H5N1	2008.1.17
ネパール	H5N1	2009.1.19
ブータン	H5N1	2010.2.24

《東南アジア》

ベトナム	H5N1	2004.1.9
インドネシア	H5N1	2004.1.25
ラオス	H5(不明)	2004.1.27
カンボジア	H5N1	2004.1.25
ミャンマー	H5N1	2006.3.14

《東アジア》

中国	H5N1	2004.1.27
香港	H5N1	2001.5.18
マカオ	H5N1	2001.5.24
台湾	H5N2(低)	2010.1.22
モンゴル	H5N1	2005.9.2
北朝鮮	H7N7	2005.3.15
韓国	H7N7(低)	2010.10.18

《南北アメリカ》

米国		
ミシガン州	H5(低)	2014.12.10*1
オレゴン州	H5N8	2014.12.20
ワシントン州	H5N2	2015.1.5
アイダホ州	H5N2	2015.1.19
カリフォルニア州	H5N8	2015.1.25
ニュージャージー州	H5N1(低)	2015.2.6*1
ミネソタ州	H5N2	2015.3.6
ミズーリ州	H5N2	2015.3.10
カンザス州*4	H5N2	2015.3.10
アーカンソー州	H5N2	2015.3.12
サウスダコタ州	H5N2	2015.4.3
モンタナ州	H5N2	2015.4.4
カナダ		
ブリティッシュ・コロンビア州	H5N2	2014.12.3*2
オンタリオ州	H5(不明)	2015.4.7
メキシコ	H7N3	2012.6.26
ドミニカ共和国	H5N2(低)	2007.12.25
ハイチ共和国	H5N2(低)	2008.6.16

※血清型は、輸入停止の原因となった型を示す
 ※日付は確認日(日本が発生等を確認し、輸入停止等の対応を行った日)
 ※病原性が不明又は低病原性鳥インフルエンザであることが確認できている場合、亜型表記の後ろにそれぞれ(不明)又は(低)と表記
 ※更新点：2015年4月7日付にて、カナダ オンタリオ州からの生きた家きん及び家きん肉等の輸入を一時停止
 *1 米国からの家きん肉等については、家畜衛生条件の改正により、2014年8月22日以降、低病原性鳥インフルエンザの場合輸入停止の対象地域を「州全域」から「発生農場から半径10km以内の地域」に縮小
 *2 カナダからの家きん肉等については、2015年2月4日以降、輸入停止の対象地域を「同国全土」から「ブリティッシュ・コロンビア州」に縮小
 *3 英国における高病原性鳥インフルエンザ(H5N8)の発生に伴い2014年11月17日付にて同国全土からの生きた家きんの輸入を停止していたが、2015年2月19日付にて、家畜衛生条件に基づき、英国ハンブシャー州を除き同国からの生きた家きんの輸入停止措置を解除
 *4 ミズーリ州での発生に伴い設定されたサーベイランス区域がカンザス州にも及ぶ可能性があることから、同州も輸入停止措置対象とした

2015年4月7日現在